

医療安全情報「つなぐ」No 16

発行日:令和6年11月22日
発行元:長崎県 医療政策課
担当者:井手、馬郡
連絡先:095-895-2464

1 はじめに

厚生労働省では、医療安全に対する国民の理解や認識を深めていただくため、11月25日(いい医療に向かってGo)を含む1週間を「医療安全推進週間」と定めています。

令和6年度「医療安全推進週間」

令和6年11月24日(日)~30日(土)

本号では、本県が病院立入検査で確認している「医療安全対策」のチェック項目及び県医療安全相談センターの相談実績をご紹介します。

医療安全推進週間を機に、今一度、院内の医療安全対策を再チェックいただければ幸いです。



- 1 根づかせよう安全文化 みんなの努力と活かすシステム
- 2 安全高める患者の参加 対話が深める互いの理解
- 3 共有しよう 私の経験 活用しよう あなたの教訓
- 4 規則と手順 決めて 守って 見直して
- 5 部門の壁を乗り越えて 意見かわせる 職場をつくろう
- 6 先の危険を考えて 要点おさえて しっかり確認
- 7 自分自身の健康管理 医療人の第一歩
- 8 事故予防 技術と工夫も取り入れて
- 9 患者と薬を再確認 用法・用量 気をつけて
- 10 整えよう療養環境 つくりあげよう作業環境

2 病院立入検査における医療安全対策

県では、医療法第25条第1項の規定に基づく病院立入検査を実施しており、10月31日時点で35か所(仮)の病院立入検査が終了しています。今年度の検査では、これまでの医療安全に関する項目に新たに「虐待」に係る項目を追加し、精神病床を有する病院以外でも虐待防止の取り組みが行われるよう、その取り組みを確認しています。

○ 病院立入検査で確認している主な内容(医療法及び関係通知等)

(1) 医療安全管理指針の整備

- 医療に係る安全管理のための指針を整備している。
- 指針に当該病院の安全管理に関する基本的な考え方を記載している。
- 指針に安全管理委員会、その他病院組織に関する事項を記載している。
- 指針に従業員の研修に関する基本方針を記載している。
- 指針に事故報告等の改善方針に関する基本方針を記載している。
- 指針に医療事故発生時の対応に関する基本方針を記載している。
- 指針に従事者・患者間の情報共有(閲覧等)に関する基本方針を記載している。
- 指針に患者からの相談対応に関する基本方針を記載している。
- 指針に医療安全推進のために必要な基本方針を記載している。
- 指針が病院の実態・現状にあっている。
- その他の確認(指針策定日・改訂日等)

(2) 医療安全管理委員会の開催

- 医療安全管理委員会を月1回程度(重大な問題発生時には適宜)開催している。
- 医療安全管理委員会の管理及び運営に関する規程を定めている。
- 医療安全管理委員会の重要検討事項は患者対応含め管理者に報告している。
- 重大な問題等は医療安全管理委員会で迅速に調査・分析、改善策立案、周知している。
- 医療安全管理委員会で改善策の実施状況を調査し、必要に応じ見直している。
- 委員は各部門の安全管理のための責任者で構成している。
- 委員が医療安全の検討に支障をきたさない程度、出席している。
- 委員が欠席する場合は代理出席・資料配付等を実施している。

(3) 医療安全に係る職員研修の実施

- 医療安全に係る職員研修(以下「研修」)を開催している。
- 研修は医療に係る安全管理の基本的考えや具体的方策が職員へ周知徹底されることで、個人の意識・技能、連携に係る認識の向上が図れるものである。
- 研修では病院の具体的事例を取り上げ、職種横断的に実施している。
- 研修は病院全体に共通する安全管理内容を年2回程度実施している。
- 研修記録に開催日時(又は受講日時)、出席者、研修項目を記載している。
- 日時の見直し・複数日開催・遠隔研修等により、全員参加に努めている。

(4) 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

- 当該病院で発生した事故は医療安全管理委員会へ報告している。
- 定めた手順で事故収集、分析、問題把握、改善策立案、評価、共有している。
- 重大事故発生時は管理者へ速やかに報告している。
- 改善策に背景要因・根本原因の分析・検討、再発防止策を含んでいる。
- 事故報告を診療録や看護記録に基づき作成している。
- 事故が発生した場合に再発防止策が周知・遵守されている。
- インシデント、アクシデント等を経年・部門・職種・内容等で集計分析している。
- その他の確認(重大な事故の有無・内容、インシデント、アクシデントの各上位3項目の聞き取り)

(5) 病院等の管理者が行う医療事故の報告関係

- 医療法6条の10第1項に規定する医療事故の報告を行うための把握体制がある。
(例:死亡診断書記載時に医療事故該当チェックリストを記載、死亡者の確認等…)
- その他の確認(報告事例の有無・内容等)

(6) 入院患者への虐待

【 障害者、高齢者、児童が入所する病院 】

- 虐待の早期発見に努めている。

【 障害者が入所する病院 】

- 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修及び普及啓発を行っている。
- 障害者に対する虐待に関する相談に係る体制を整備している。
- 障害者に対する虐待に対処するための措置を講じている。
- 障害者に対する虐待を防止するための必要な措置を講じている。

【 精神患者が入院する病院 】

*精神保健福祉法所管課において、精神保健福祉法第38条の6に基づく精神実地指導で別途確認。

3 虐待防止対策

昨年度、県内の病院で医療従事者による患者虐待事案が発生したことを受け、今年度から精神病床を有する医療機関以外でも、虐待防止の取り組みを確認しています。

虐待防止に係る法律には、「障害者虐待防止法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」等があり、それぞれ、障害者、高齢者、児童に対する虐待防止の在り方が定められています(主な項目は上記チェックリストを参照)。とりわけ、各法律で共通する内容として、「虐待の早期発見に努めること」が挙げられます。病院立入検査で話を伺うと、虐待防止の取り組みとして、多かったものは、虐待に関する委員会の設置、職員研修の開催、虐待を視野に入れた行動の評価・振り返りなどでした。また、県からは、日々の病棟カンファレンスにおいても、「ケアの結果(観察を含む)、特に今日も変わらないですね…」で終わらず、「虐待を含め、異常がなかった」ことを把握するよう努めていただき、病棟日誌等に「虐待異常なし」のチェック欄を設けていただけないか、病院の状況に応じて、お願いしています。看護師の皆さんに日々、意識いただくことが、虐待の早期発見につながると考えています。

一方、「障害者」の虐待の防止については、「障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」第31条の規定により、「医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるもの」とされています。医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取り組みについては、障害者虐待防止法をもとに以下のような取組例がまとめられています。

さらに、精神科病院においては、精神保健福祉法の改正(令和6年4月施行)に伴い、(1)医療機関における虐待防止の措置(意識の向上、普及啓発、従事者への研修・相談体制の整備、相談や虐待への対応)、(2)虐待を発見した者から都道府県等への通報が義務化されています。

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例		
求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
① 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施
② 各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口(医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等)の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
③ 各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
④ 当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

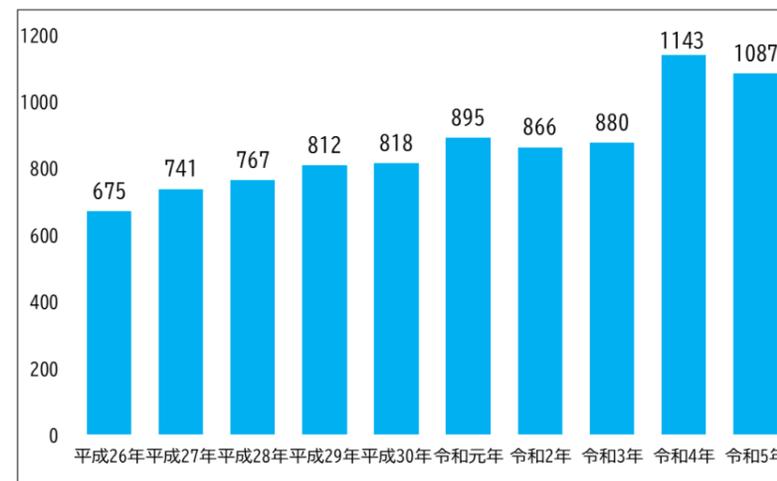
令和3年9月29日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」

4 県医療安全相談センター実績の紹介

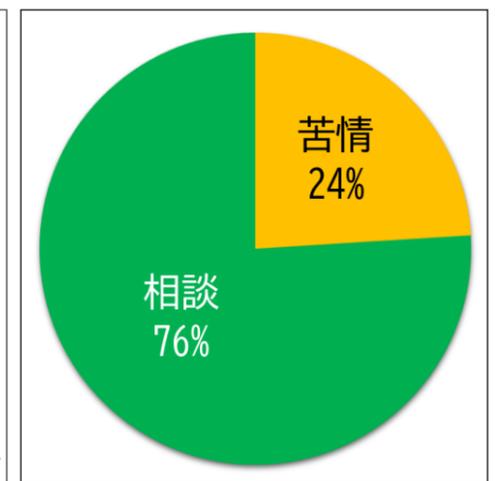
現在、本県では、医療相談窓口として、県庁及び各保健所(長崎市・佐世保市を含む)に計11箇所の標記センターを設置しています。センターでは中立的な立場で、医療を提供する医療機関と医療を受ける患者様とをつなぐお手伝いをしています。今回は、センターに寄せられた患者様やご家族等からの医療相談の概況を下記のとおりご報告します。

- ✓ 令和5年度の相談件数は1087件で、設置時の平成26年度675件と比較し、約1.6倍に増加。
- ✓ 相談件数は経年的に増加傾向。県庁相談センターでは令和6年度9月末時点で前年比1~2割増。
- ✓ 寄せられた医療相談は大別すると、4分の1が苦情で、4分の3が相談によるもの。
- ✓ 「相談」分類では「医療機関の紹介や案内」が、「苦情」分類では「コミュニケーションや接遇」の内容が最も多い。
- ★ 医療機関情報の検索には、令和6年度から全国で統一されたシステム「医療情報ネット(ナビイ)」が便利です。
- ★ 県庁、長崎市保健所、佐世保市保健所には、看護師の医療相談員が配置されています。
- ★ 医療機関の皆様からも、疑問や不安がある際等はお気軽にご相談ください。

グラフ1:本県における医療相談の推移



グラフ2:医療相談の内訳(令和5年度)



【相談】の内訳		【苦情】の内訳	
医療機関の紹介・案内に関すること	31.9%	コミュニケーションや接遇に関すること	43.3%
医療行為、医療の内容に関すること	27.8%	医療行為、医療の内容に関すること	27.6%
コミュニケーションや接遇に関すること	13.1%	医療費に関すること	5.4%

Q 迷惑行為や医療費不払いの方、外国人の方、信条の自由等で提供する医療に制限がある方への対応は？

A 医師法第19条の“応義務”を緊急性や個別の事情から判断することになります。令和元年12月25日付医政発1225第4号厚生労働省医政局長通知「応義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」が参考になりますので、医療機関におかれましては、今一度、ご確認ください。

5 バックナンバー照会

これまで発行した「つなぐ」のバックナンバーは、県ホームページでご確認いただけます。(以下は参考例示)

ホーム>分類で探す>福祉・保健>医療>医療安全相談センター>医療安全情報「つなぐ」

- ▶ 第1号(平成26年10月発行) 転倒・転落防止の取組み
- ▶ 第5号(平成28年11月発行) 医療機器の安全管理
- ▶ 第8号(平成30年4月発行) 医療事故防止ノート
- ▶ 第9号(平成30年11月発行) 安全確認動作習得の取り組み
- ▶ 第12号(令和2年5月発行) センサー付きベッド導入
- ▶ 第14号(令和3年6月発行) 回復期リハビリテーション病棟での医療安全対策



医療安全情報「つなぐ」